

## 測量法

### 1. 案内情報

手続名	: 測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出
手続根拠	: 測量法施行令第13条
手続対象者	: 測量士・測量士補
提出時期	: 名簿の記載事項の変更があったとき
提出方法	: 測量士・測量士補名簿記載事項変更届を作成し、国土地理院総務課へ提出して下さい
手数料	: 無し
添付書類・部数	: 氏名変更の場合は戸籍抄本・1部
申請書様式	: 測量士・測量士補名簿記載事項変更届
記載要領・記載例	: 提出先となる総務部総務課試験登録係にお問い合わせください

### 2. 窓口情報

提出先	: 総務部総務課試験登録係0298-64-4151,4265
受付時間	: 8時30分から17時
相談窓口	: 総務部総務課試験登録係

### 3. 手続情報

審査基準	:
標準処理時間	:
不服申立方法	:

## 測量士・測量士補名簿記載事項変更届

私は、平成 年 月 日付けで、下記のとおり名簿の記載事項を変更したので、測量法施行令第13条の規定により届け出ます。

### 記

新	ふりがな 氏名	-----
	ふりがな 事務所名称	-----
	測量業登録番号	第( )号
	事務所所在地	-----
	専門とする測量の分野	-----
-----		
旧	氏名	-----
	事務所名称	-----
	事務所所在地	-----
	専門とする測量の分野	-----

平成 年 月 日

登録年月日 昭和  
平成 年 月 日

登録番号 第 号

氏名 ----- 印

国土地理院長 殿

- 備考
- 1 測量士又は測量士補の文字の一方を消すこと。
  - 2 変更した事項のみ新と旧を記入すること。
  - 3 氏名を変更した場合は、変更の記事のある戸籍抄本を添付すること。
  - 4 測量業登録番号は、測量業として登録してある場合のみ記入すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。